

## 第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人NPOかなびの丘

### ②評価調査者研修修了番号

S18060

SK18223

### ③施設名等

名称：	児童養護施設 生駒学園
施設長氏名：	竹田 功
定員：	100 名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	東大阪市中石切町2-5-5
T E L：	072-981-1005
U R L：	<a href="https://www.ikoma-gakuen.com">https://www.ikoma-gakuen.com</a>
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	1952/5/22
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 生駒学院
職員数 常勤職員：	36 名
職員数 非常勤職員：	10 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	30 名
有資格職員の名称（ウ）	幼稚園教員免許
上記有資格職員の人数：	19 名
有資格職員の名称（エ）	公認心理士
上記有資格職員の人数：	3 名
有資格職員の名称（オ）	管理栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（カ）	社会福祉主事
上記有資格職員の人数：	13 名
施設設備の概要（ア）居室数：	1人部屋：24 室      2人部屋：8 室      4人部屋：11 室
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

### ④理念・基本方針

生駒学園は、浄土真宗を開かれた親鸞聖人のみ教えに基づき、社会的養護を必要とする子ども達を養育するために、大正12年に設立されました。  
「感謝 報恩」を基本理念とし、子ども達がやさしい心を育み、社会に尽くすことができる人に育ってくれるよう支援しています。

### ⑤施設の特徴的な取組

◆毎月開催の自治会、年に2回の高校生座談会、小中学生対象に年1回職員との交流会、また、年2回、職員・子ども双方に対してのアンケート調査の実施…と、これらによって、意見や要望を適時に吸い上げて、迅速な対応を図っている。  
◆児童一人ひとりと、ホームのこと（他児・職員との関係、楽しいこと、してみたいこと、困っていることなど）、学校のこと（友達・先生のこと）、家族のこと（家族・家庭、面会や外泊のこと）などを話題にして話し合いの機会を持ち、3か月に一度「状況確認シート」を作成して、必要な情報を共有することで、安全安心なホーム運営と適切な支援に供している。  
◆卒園・退所等で学園を巣立った子どもの会（睦会）を組織し、退職した職員にも呼び掛け、現職も参加して交流の機会を持っている。退園後の健全な仲間づくりと、効率的なアフターケアにもつなげている。  
◆校区の中・小学校、幼稚園と学園の四者が、隔年で交流会や合同の研修会を実施、相互理解や新任の育成にも役立っている。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/11/2
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/3/30
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

## ⑦総評

### □特に評価の高い点

#### ◆配慮された施設構造

緑豊かな中庭を囲むように年齢と性別に配慮した各ホームが配置されており、各部屋は外からの侵入や視線を遮る工夫をし、安心安全な生活の場になるよう配慮がなされています。また給食調理の様子がガラス越しに見えるランチルームやリビングケア用の個室を備えています。心理棟が独立した建物となっている心配りも評価できます。

#### ◆自己評価の取り組み

第三者評価を受審しない年は自己評価の集計委員会を持ち検証しています。評価結果を分析し実行可能な項目から拡大主任者会議などの会議において議題にあげ質の向上に向けた取り組みを組織的、計画的に行なっています。今回受審時の自己評価についても、各項目において厳しい評価態度が貫かれていて、高みを目指す前向きな姿勢が伺われました。

#### ◆子どもの意向や主体性への配慮

各ホームごとに子どもとの間でルールを決め、定期的に要望や課題について話し合っています。また子どもの年齢に応じて、小遣い帳や職員との買い物体験を通して金銭感覚が身につくような支援が行なわれています。さらに自治会を定期的に実施し、キャンプやさまざまなイベントを企画して、子どもが自分たちの生活や課題を主体的に考えていく環境づくりに取り組んでいます。

#### ◆子どもに寄り添った養育・支援

子どもと職員との交流会や日々の個別的な関わりの中で話を聞く機会を設けています。また年4回の状況確認シートの作成による面談を通して、子どもの心情や生育歴の理解が図られ、受容的・支持的な対応を行なっています。また発達上の課題をもち、感情行動の問題を有する子どもの理解と対応では、先輩職員や心理職のアドバイスを受ける体制が整っています。さらに意見箱やアンケート、年2回の自治会等で、子どもの意見表明ができる環境づくりがなされています。

### □改善を求められる点

#### ◆子どもの安全の確保の為の組織的取り組み

日常的な防災管理についての基本的な取り組みは万全ですが、一方で、日中（休日等）の外出時における子どもの安否確認方法等を整備することなどへの組織的な取り組みが求められます。また、災害時の様々なシチュエーションを想定した事業継続計画（BCP）の作成に着手されることが望まれます。

#### ◆被措置児童等虐待対応の周知

就業規則や管理規程に虐待（体罰）の禁止が明記され、施設内虐待防止マニュアルに基づく対応や研修・会議等では事例を用いるなどして不適切対応等への意識徹底が図られています。ただ、就業規則における厳正な処分（懲戒解雇）条項での虐待（体罰）の明記や、不適切な関わりに対する子どもの自己防衛学習機会や虐待防止制度に関する子どもへの周知等を行う等については、より積極的な取り組みが求められます。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当施設の直接児童に関わる実務的な面では強みが見えたが、反面、理念や事業計画、支援計画の作成など、周知や周知方法などが確立されていない弱みと感じ取れました。関係する書類は整っており、如何に子どもや保護者に周知または参加できるか、今後の課題として取り組みたいと思います。

## ⑨第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】 理念はホームページやパンフレット、入所のしおりに記載しています。また、設立時の施設が目指す方向を基本理念「感謝・報恩」としており、毎年4月の職員会議に全職員に配布しています。 入所のしおりに基本理念が記載されていますが、法人の理念をよりわかりやすい言葉にして、子どもに養育や支援に対する安心感・信頼感を伝える工夫が望まれます。	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 福祉新聞などで社会福祉事業全体の動向について情報を収集しています。子どもの在籍状況の報告を毎月の職員会議で行なっています。 法人・施設を取り巻く環境や経営状況の把握による情報やデータの分析を定期的に行なうことは、施設の経営を中長期的な視野で進めていくことにつながり、職員や子どもの安心にもつながっています。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】 法人や施設を取り巻く経営環境や課題などが全職員すべてに周知できるよう、毎月の職員会議では、法人・施設の課題共有に注力し、項目を決めて図解などを使ったわかりやすい資料を作成し、その都度、焦点を絞った議題を掲げるなどして、共に未来を考えていこうという気運づくりの取り組みが求められます。	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 理念や基本方針、国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づいた中長期計画となっています。また、施設の現状を把握したうえで、高機能化・多機能化・機能転換などに向けた取り組み計画や、人材・子どもの権利擁護・施設退所後の継続支援などそれぞれの項目で具体的な数値を設定しています。状況に応じた適時の見直しも心がけています。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】 単年度計画は目的を明確にしたうえで、児童の支援、職員体制、施設整備など9つの項目を設定していて、具体的な計画の実行への予算も上げられています。 今後は各月または各期ごとの数値目標を記載した実行計画を策定し、職員会議等で進捗状況を確認できる取り組みが望まれます。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】 事業計画の策定と報告は可能な限り全職員が参画できるよう、職員会議を中心に行なわれています。新年度計画は、年度最初の会議で配布して周知を図るとともに、その後の会議や研修においても説明・解説に努めています。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】 事業計画には権利擁護や幼児教育の充実など、子どもの身近なことからや保護者のもっとも関心の高い事項も多く含んでいますが、その周知については十分とは言えません。計画の内容について子どもや保護者等にわかりやすく伝える工夫や配慮をするとともに、子ども会等で定期的に伝える機会を持つことが求められます。		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 自立支援計画、状況確認シートの作成を行い、ケース会議において個々の養育・支援の向上に向けた取り組みがなされています。第三者評価を定期的に受審し、自己評価も毎年実施しています。評価結果に基づいてPDCAサイクルに基づく改善への取り組みが真摯に行なわれています。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】 評価結果は、各種会議において議題にされます。課題の確認と改善計画の策定を行なって具体的な改善策を検討し、実行後の検証も行なわれています。		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 施設長は 年度の初めの職員会議で施設の経営・管理に関する方針と取り組みについて文書を配布し周知を図っています。また、学園の広報誌「生駒学園だより」においては、質の高い養育・支援の実現のための方針と取り組みについて所信を表明しています。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 施設長は コンプライアンスの徹底を図るため、研修や勉強会に参加し、法令等の把握や遵守するための取り組みを行なっています。今後には、公益通報相談窓口の設置やコンプライアンス規程の策定などの取り組みが期待されます。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 施設長は各種会議に可能な限り参加し、各ホームの養育・支援の質の現状について評価・分析を行なっています。また、毎朝の朝礼においても、大小さまざまな課題の適時把握に努めています。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 働きやすい職場環境の実現のため、職員の個人面談を行ったり、年に2回実施する職員へのアンケートにより状況を分析し、可能な限りの改善を図るよう努めています。 年次有給休暇の取得率アップについても積極的に取り組んでいます。		

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】 福祉職の就職フェアへの参加や、実習生を積極的に受け入れ人材の確保を図っています。また、短大1回生の宿直ボランティアを受け入れて職場の雰囲気を知ってもらう機会を設けています。 今後、新採用職員などから「法人の良さをアピールできるメッセージ」の情報を得、ホームページやSNSを活用して、学園での職業生活の魅力を発信するなどの取り組みを期待します。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】 今後の高機能化・多機能化・機能転換などに向けた中長期計画のもと人材育成方針や、階層別の研修計画も策定されています。 人材育成方針と研修計画をもとに、どの時期にどのような職員であってほしいのか、どのような職務遂行能力や専門性を求めるのかの人事基準を策定し、個別に目標を設定し、面談にも反映させることが求められます。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】 事業計画には、働き方改革に伴う職員処遇の向上や交流会の実施をあげています。学園の子どもの年齢や、各ホーム、職員の家庭状況をも考慮しながら勤務体制を作成しています。年に2回職員職場環境アンケートで職員の悩みや課題意識を把握をしています。施設長の個別面談によって相談しやすい仕組みがあり、心理担当者によるメンタルヘルス対応も用意されています。職員の定着や確保の観点からは、育児・介護との両立を含めたワークライフバランスの配慮についてさらなるPDCAサイクルでの取り組みが望まれます。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
【コメント】 施設長による個人面接を実施しています。学園の中長期計画や事業計画、年度初めの職務内容や責任体制を明確にしています。 今後は、これらの計画や研修計画の目的をヒントにキャリアパスを作成し、個人の目標を上司と部下で設定すること、その目標について進捗状況の確認と達成のための指導を中間面談や期末面談で行なうことが求められます。		

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>児童養護施設の職員に必要とされる「養育機能」「心身のケア機能」「支援機能」の3つの機能を人材育成方針に定めています。策定された研修計画に基づき教育・研修が実施されており、社会環境の変化に応じて見直しを行なっています。</p>	
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>キャリアアップシステムにおける育成レベルごとの研修計画を策定しています。園内研修、近畿児童養護施設協議会、大阪府社会福祉協議会などの外部研修を実施しています。また、研修案内を掲示して、参加希望を募っており、参加の際は勤務シフトへの配慮がなされています。今後は職員の経験に応じた個別的なOJTを行なっていくことが望まれます。</p>	
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>【コメント】</p> <p>平均30校ほどの学校から実習生の受け入れを積極的に行なっています。人材の育成、職員のスキルアップ、施設理解の3つを大きな目的としています。実習生の受け入れマニュアルには、事前オリエンテーションから実習終了までのながれ、評価表の記入から提出までの手順や評価についてのポイント等について記載して標準化を図っています。また、指導員による講義を行い、巡回訪問の受け入れを行なっています。</p>	

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>学園だより、後援会だよりでは、理念や基本方針、養育・支援の内容、決算情報、苦情・相談体制が公表されています。また、学園だよりは地域の回覧板に添えられ、法人の存在意義など地域住民への周知に努めています。事業計画や報告、予算などの情報については、養育・支援を必要とする子どもや保護者等がその内容を知るための貴重な情報となることから、ホームページなどの活用で適切な公開が望まれます。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>役割分担表は年度初めの職員会議で発表されます。公平・透明性のある経営・運営のため、監査法人に依頼して、会計管理体制の整備及び自主点検事業が行われていますが、事務や経理、取引に関してさらなる信頼性を高めるために、内部監査を行なうなど、確認の徹底が望まれます。</p>	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>幼稚園の行きかえり、また、地域のフットサルクラブに参加したり地域の行事への参加のときには送迎を行なっています。地域のショッピングセンターでの買い物なども子どものニーズに応じて適宜実施しています。学校の友人はランチルームや子どもの部屋にも、日常的に遊びに来られる環境ができています。</p>	

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>ダンス教室や理髪など6つのグループのボランティアを現在受け入れています。守秘義務などの事前説明はオリエンテーションで行われています。</p> <p>小・中学校等との日常の具体的な協力のあり方に関して、事業計画等において基本的な考え方を示しておくことが望まれます。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>児童相談所や各学校の担当などの社会資源をリスト化し一覧表を作成しています。</p> <p>大阪しあわせネットワークや要保護児童対策地域協議会等と定期的な連絡会を行なっています。</p> <p>退所後も職員が定期的に連絡を取りながら「心のふるさと」「いつでも帰ってこられる場所」を掲げてアフタケアに努めています。さらに、退職後の職場やグループホーム・障害者就業・生活支援センターとのネットワーク化にも取り組んでいます。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>東大阪市のふれあい祭では企画段階から参加しています。要保護児童対策地域協議会において6つの市と連携しショートステイなどの取組みを行なっています。また、里親支援やコミュニティソーシャルワーカーを配置し、青年会議所主催の「子育てについて考える集い」にパネラーとして参加するなどしています。</p> <p>今後は、養育・支援を実践している強みを活かし、子育てに関する相談窓口を積極的にPRし、地域住民との交流活動を通してニーズの把握等にも生かしていくことが望まれます。</p>	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>年に一回自治会活動において「飛び出し注意」看板の整備などを行なっています。</p> <p>地震や台風などの被災時、事業継続を確保しながら、二次被害や混乱が起きないように十分配慮したうえで可能な限りの福祉的な支援に取り組めるための体制準備が求められます。</p>	

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>毎月の職員会議で、倫理綱領を唱和しています。また、園の援助指針の研修をケース会議にあわせて行ない、3月末の新人研修でも実施しています。</p> <p>3か月に一回、状況確認シートにおいて把握や評価を行ない、養育・支援の標準的な実施方法への反映など、虐待防止に向けての対応に力を注いでいます。</p>	
② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>学園の援助指針や施設内虐待に関するマニュアルを整備し研修を行なっています。</p> <p>高校生には、自室のカギを自己管理としています。</p> <p>入所のしおりにプライバシー保護に関する学園の姿勢や取組みについて記載し説明することが求められます。</p>	

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 入所時や事前見学の際には、支援の内容や学園の生活について、写真などを用いて情報提供を行なっています。事前見学では、年間の行事や一日のながれの説明に映像・動画を作成するなど、子どもや保護者の心の安心安全につながる、さらなる工夫や配慮が期待されます。		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】 年齢に応じたコミュニケーションが行なえるよう配慮し、自己決定を尊重しています。子どもの同意に関しては「児童の意向表明・状況確認記録シート」によって確認されています。		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】 継続性のある養育・支援のために、幼児、学童、高学年と、年齢や事案に応じて文書を作成しています。また、施設を退所した後もその後の相談方法や担当指導員等の窓口を記載した文書を渡しています。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 子どもの満足度調査を年に2回定期的を実施しています。また、「児童の意向表明・状況確認記録シート」を用いて「学園での生活」「学校での生活」「家庭・家族」の三つの側面から、3か月に一度の個別面談で確認・評価しています。 自治会に職員が参加し、検討や改善が必要な事項については、職員会議で話し合われています。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】 第三者委員会は、年に2回の定例開催のほか、必要に応じ随時持たれます。申し出のあった苦情については、プライバシーに配慮し、適切な公表と、申し出者への個別のフィードバックが行われています。 今後は、苦情に関する検討内容や対応解決結果について、十分な配慮のもとで、可能な限り保護者等に示していくことが期待されます。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】 意見箱については入所時に説明し、各ホームの玄関や人の行き来の少ない場所に設置されています。入所後も定期的にその活用を促しています。 今後、多様な相談窓口を設けたり、相談相手の選択肢を広げる、さらなる工夫や配慮を期待します。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
【コメント】 年二回のアンケートと、「児童の意向表明・状況確認記録シート」作成のためのヒアリングが定期的に行なわれています。 意見箱は一週間に一回の確認がルールで、原則的にフィードバックは一両日中に行なえるよう努めています。記録の方法や報告の手順などはフローチャートによっていますが、できれば文言での説明が望まれます。		



(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】 管理規程等において、施設の非常災害対策の責任者を施設長と明記されています。危機・事故対応フローチャートや不審者への対応マニュアル、緊急時の連絡体制等が整備されています。今後はヒヤリハット・アクシデント事例を活用し、ひやりはっと委員会を中心に、発生要因の分析と改善策の検討を行ない、再発防止に向けた組織的・継続的なリスクマネジメント体制を構築することが強く望まれます。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 感染症予防や発生時における子どもの安全確保のため、感染症対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底し活用しています。また直近では、コロナ等の感染症対策対応マニュアルを作成する等、必要に応じてマニュアルの見直しも行なわれています。厚生労働省や大阪府、東大阪市等からの通知や感染症等の伝達研修の内容も、その都度職員会議等で周知しています。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
【コメント】 防災管理の担当者を配置し、毎月の避難訓練等を実施しています。また様々な災害を想定した中で、ハザードマップの活用、連絡網や備蓄リストの作成等を行ない、職員全員で施設や子どもの安全確保のために取り組んでいます。今後は、日中（休日等）の外出時における子どもの安否確認方法等を整えることなど、組織的な取り組みが望まれるほか、災害時の様々なシチュエーションを想定した事業継続計画（BCP）の策定が望まれます。		

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】 児童施設部会作成の「児童福祉施設援助指針」に加え、施設独自の援助指針（子ども達の自立支援に向けて）を作成し、権利擁護・安全・自立支援等に関するマニュアルを整備しています。毎年度当初の職員会議やケース会議、各ホーム会議で、養育・支援の実施方法を確認・周知しています。またケース会議時に「不適切な言動」について話し合いを実施するなど、全職員がこれらのマニュアルに基づいた標準的な養育・支援を共有化できる体制が整っています。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】 自立支援計画の（施設長・主任・関係職種等による）見直しが、年度途中で1回実施することが定められています。子どもの意見や意向に関しては、3か月に1回実施している状況確認シートの活用や日常的な対話等からの吸い上げによる集約の仕組みが築かれています。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 自立支援計画策定の責任者を置き、法人独自のアセスメントシートを用いて、担当職員が心理職等とも連携して支援計画を策定しています。児童相談所や学校、東大阪市等とも話し合い、子どもの意向も吸い上げて支援計画に反映しています。また支援困難ケースへの対応については、処遇検討会を随時行なっています。		

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 職員会議やケース会議、各ホーム会議等を通じて定期的に（半年に1回）自立支援計画の評価・見直しを行なう仕組みが構築されており、養育・支援の課題把握も行なわれています。 高等学校の中退や退所など、緊急に計画を変更するケースにも対処できています。		
（3） 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
【コメント】 養育・支援の実施状況の記録は、「記録を取るための諸注意」や記入要領等を整備して、新任職員研修等においても適切に用いられています。 パソコンのネットワークシステムは未導入ですが、会議録や必要なファイルは回覧（押印対応）により職員間で情報共有が図られています。 今後は、職員の労働環境等も考慮しながら、この項目が求める内容を踏まえた取り組みが望まれます。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】 個人情報保護規程のほか、子どもの記録の保管・廃棄・情報の提供に関する規定も定められています。 個人情報保護に関する学習は、主に職員会議で行われています。個人情報の取り扱いについては、ホームページに記載されていますが、「入所のしおり」等においても、子どもや保護者にも分かりやすく説明できるよう、表現の工夫などが望まれます。		

内容評価基準（25項目）□

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

（1） 子どもの権利擁護	第三者 評価結果	
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】 子どもの権利擁護に関しては、就業規則や管理規程の中で虐待・体罰の禁止について明記され、毎月の職員会議では、全国児童養護施設協議会の倫理綱領を唱和しています。 施設独自の援助指針（「子ども達の自立支援に向けて」）や子どもの権利ノート、人権擁護のためのチェックリスト等を用いて、また、権利侵害の防止や早期発見のためのアンケート実施や状況確認シートを活用するなどして、子どもの権利を護るべく、幅広い取り組みを行なっています。		
（2） 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】 入所時に「子どもの権利ノート」を配布し、子どもの年齢・発達に応じて各ホームごとで施設のルールとあわせて社会的な権利・義務や責任についても説明をしています。また、CAPの実施や施設独自の援助指針をもとに、弱者への思いやりなどについて伝えています。 職員の学習機会としては、職員会議やケース会議、内外の研修のほか、キャリアアップシステムの育成レベルごとの研修が実施され、施設全体での権利保障に関する一定の水準が維持されています。		
（3） 生き立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】 子どもの求めや事情に応じて、生き立ちの整理ができるように一人ひとりのアルバムを準備し、写真にコメントを添え、年月日入りで作成しています。 個別の事情に応じて、児童相談所と連携し、ライフストーリーワークの実施や事実の告知等も慎重に行なっています。さらに、その過程や結果を職員で情報共有しながら、子どもの変容についてフォローしています。		

(4) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】 就業規則や管理規程に虐待（体罰）の禁止が謳われ、施設内虐待防止マニュアルに基づく対応がなされています。また、新任職員研修や職員会議等では他施設での事例や不適切な関わりについて随時話し合わせ、虐待防止意識の徹底に努めています。 今後は、就業規則における厳正な懲戒処分条項への虐待（体罰）の明記や、虐待防止制度の子どもへの周知と不適切な関わりに対する自己防衛等の学習機会を定期的に設けるなどの取り組みが望まれます。		
(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
①	A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
【コメント】 各ホームごとに子どもと職員の間でルールを定め、要望や課題について定期的に話し合われています。また子どもの年齢に応じて、小遣い帳や職員との買い物体験を通して金銭感覚が身につくような支援を行なっています。 自治会を定期的に開き、キャンプや山登り、サイクリング等のイベントを企画し、それらを通じて子どもが自分たちの生活を主体的に考え営めるような環境づくりに努めています。		
(6) 支援の継続性とアフターケア		
①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
【コメント】 入所に際しては、子どもの細やかな情報を全職員で共有し、ウェルカムボードを作成して、個人名が記された日常用具等もそろえ、温かく迎え入れる雰囲気づくりに気を配っています。前籍校の友人に手紙を送るなど、入所前の人間関係にも配慮しています。また、心理担当職員は子どもの心理的安定を図るためのケアを行なっています。 今後、家庭復帰や施設変更にあたっては、子どもが継続して安定した生活ができるよう、より積極的な状況把握や、個々の事情に見合った支援の継続に向けた取り組みが望まれます。		
②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 退園に至る経緯・結果記録や卒園生名簿を作成しています。また直接の連絡先を把握し適切なリービングケアを行なっています。退所後の相談窓口も伝えて、LINEを活用するなどつながりを継続できる体制が取られています。 退所した子どもや退職した職員との交流が図られる「睦会」が設けられています。退所・自立に向けた新たな生活や費用面等について話を聞くことのできる施設独自のSSTの実施も予定されています。		

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
【コメント】 各パート会議・処遇検討会や状況確認シート作成作業を通して、子どもたちの心情や生育歴への理解が図られ、受容的・支持的な対応が行なわれています。発達障がいなど感情行動の問題を有する子どもの理解と対応については、先輩職員や心理職のアドバイスを受ける体制が整っています。また子どもたちによる職員への信頼感については、意見箱やアンケートの結果や年2回子どもが皆が集まる自治会で話し合う機会の中で感じられており、今後も自由な意見表明ができる環境を維持するためのさらなる取り組みが期待されます。		
②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】 子どもと職員との交流会の実施や、日々の個別的な関わりの中で話を聞く機会を設けています。また状況確認シートの作成による年4回の面談実施や、通院や児童相談所への通所等の機会を利用し、個別に触れ合う時間の確保に努めています。夜間も各棟に宿直者を配置しており、大人の存在が感じられる体制となっています。 ユニット方式になったことで、各ホーム職員の裁量の幅が広がり、子どもへの対応にも柔軟性が高まっているようです。今後もこうしたメリットを生かした取り組みの継続が期待されます。		

	<p>③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p>	b
【コメント】		
<p>子どもの年齢・発達・特性等に応じて、自主性や自立性を高めるための見守りや声かけを行なっています。隔年で、若手職員を対象としたCSP(コモンセンス・ペアレンティング・プログラム)研修を実施しています。高校生がスマートフォン所持による(課金等での)高額料金支払いの体験に学び、必要なフォローをしています。朝・夕の繁忙時間帯にあっても、一人ひとりの子どもへの対応が丁寧に行なえるよう、職員配置や勤務体制への配慮・工夫が望まれます。</p>		
	<p>④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。</p>	b
【コメント】		
<p>未就学年齢の幼児には、ダンスや歌、箸の練習などの設定保育を行ない、学童児には図書やDVDの貸し出し等を実施しています。また地域の行事や活動が把握され、それらに子どもたちが参加できるようにしています。学習塾や学習ボランティアの活用なども行われていますが、子どもたちのニーズ全てに応えることは困難なので、子どもの年齢や発達に応じた、わかりやすい説明を工夫し、納得を得ることが望まれます。</p>		
	<p>⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。</p>	a
【コメント】		
<p>利用の多い自転車による事故がないよう、交通ルールへの注意喚起を定期的に行なっています。生活上のルールやモラルについては常々子どもと職員が話し合い、「内政申し渡し表」で施設内ルールを職員間で確認しています。地域でのスポーツ活動を認めることで、社会性を習得する機会としています。ほかにも、アルバイト先や学校の先生との電話対応について学習したり、スマートフォンやネットに関する知識・技術の習得についても支援しています。</p>		
(2) 食生活		
	<p>① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。</p>	a
【コメント】		
<p>各ホームの食事スペースは清潔さが保たれています。各ホームで、子どもの年齢や特性、アレルギー食、高学年年齢児の遅い時間の食事などへの配慮や対応、特別な行事メニューやバイキングも行なわれています。毎月給食会議を実施、嗜好調査や残食簿を確認、アンケート結果は自治会で発表し献立にも反映しています。各ホームでのおやつ作りやクッキング体験では、食材の買い出しから調理、片付けまで一貫して行ない、単に技術習得に終わらないものにしていきます。また、グループ外食も企画から始めます。</p>		
(3) 衣生活		
	<p>① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	a
【コメント】		
<p>衣服や靴については、季節ごとに補充・交換しており、子どもたちが選んで購入しています。衣服の整理・保管・修繕も、中高生には自分で管理できるよう働きかけを行なっています。また衣料購入費は決まっていますが、クラブ活動等で必要な場合には別途支給しています。洗濯やアイロン、たたむ作業は子どもたちに見えるところで行ない、保管は年齢や発達状況に合わせて支援しています。</p>		
(4) 住生活		
	<p>① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	a
【コメント】		
<p>平成24年3月に改築され、1ユニット6~8名の小規模グループの形をとり、幼児以外、小学生・中学生は4人部屋もしくは2人部屋、高校生は個室となっており、自分のベッドや机があるプライベート空間が確保されています。衣服・日用品は個人所有で自己管理。各ホームのキッチンやリビングは清潔に保たれ、家庭的な雰囲気への配慮がなされています。敷地内の共有スペースは環境衛生対策を強化、児童ユニットはホームクリーニングの保守契約を結んで清潔に保たれています。子どもの発達に応じ、大掃除割り当て表を作成する等、清掃・整理整頓の習慣が身につくような指導を行なっています。</p>		

<p>(5) 健康と安全</p>	<p>① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】          定期的な健康診断と身体測定を実施し、学校健診や健康の記録、幼児・学童三計結果綴等で、子どもの日々の心身の健康管理を行なっています。またハウスダストや食物アレルギー等の特別な配慮を要する子どもたちには、注意深い対応がなされています。各ホームでは服み忘れチェック表を作成して服薬管理を行なっています。入所時には食物アレルギー調査票による確認を実施しています。健康や医療、服薬等の研修をはじめ、一人ひとりの心身の健康管理への積極的な取り組みがなされています。</p>		
<p>(6) 性に関する教育</p>	<p>① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】          新任職員1.2年目を対象として、性教育やCAPの研修を実施しています。また小学生や低学年に向けての性教育を外部講師を招聘して行なっています。「施設における性的問題」「性被害」「トラウマインフォームド・ケア」や「安心感の輪」といったテーマを施設内研修として実施しています。今後、性教育委員会（レインボーサークル）が中心となって現在作成中の性教育のカリキュラムやプログラムを、年齢や発達に応じて関心を高めながら、効果的に活用していくことが望まれます。</p>		
<p>(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>	<p>① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】          職員アンケートの一部に「無力感」の言葉が見られたことから、ケース会議で子どもの行動上の問題の要因分析に注力し小グループでの話し合いを実施しています。また抱え込み防止のため、暴力問題への対応マニュアル、施設内虐待対応マニュアルを活用しながら行動問題の知識、支援技術の習得をしています。児童相談所や警察との連携も行っています。今後は、子どもの暴力・行動上の問題に対して、職員もサポートされていると体感できるような、組織的な取り組みが望まれます。</p>		
	<p>② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】          子どもの年齢や発達上の課題に配慮しながら一人ひとりの子どもが暮らす場と職員の配置や勤務時間を検討し、ホーム間の関係性も重要視しています。職員間の連携やフォロー体制による信頼関係を保ち、それを子どもも感じ取れるよう意識しています。アンケート、意見箱、セラピーや状況確認シート等を活用して、暴力やいじめが発覚した場合は、職員間で情報共有し適切な対応ができるような体制を整備しています。</p>		
<p>(8) 心理的ケア</p>	<p>① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】          自立支援計画作成には心理職も参加し、心理的ケアが必要な子どもには施設内セラピーの実施や児童相談所によるこころケアの実施、また地域の心療内科クリニックの利用も行なわれています。さらに心理職から、メンタルヘルスや発達障害、性教育といった研修も行われています。保護者への定期的な助言・援助など児童相談所との連携は、相互の時間的制約もあって取組めていません。</p>		
<p>(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>	<p>① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】          居室には個別の学習机が置かれ学習環境が整っています。ボランティアによる学習指導や地域の学習塾も活用し、個々の学力に応じた対応が行なわれています。また学力に課題のある子どもに対しては、通級の利用などで、基礎学力回復への支援を行なっています。各学校担当一覧表や各ホームの職員連絡ノートを作成し、日頃より学校教師とも連絡を取りあい、小・中学校とともに合同研修を実施するなど関係性を密にし、子どもの情報共有に努め理解を深めようとしています。</p>		

<p>② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 子どもが選択する進路について奨学金等の情報収集を行ない、必要な助言をしつつも基本的には本人の意見を尊重して自己決定を促しています。またやむを得ず進路変更の状況になった際には臨機応変に対応し、(高校中退の場合には)通信制を利用したり、措置延長や就労にむけた支援も行なっています。 今後も、子どもの最善の利益にかなった進路選択ができるよう、豊富な情報提供による支援が期待されます。</p>	
<p>③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】 アルバイトや就労に向けて運転免許取得等への積極的な支援を行なっています。職場実習は、学校の職場体験を活用し、実習先や体験先の開拓も学校等と連携しています。 今後、地域の協力事業主等の新規開拓を図り、社会経験の拡大に取り組むことが望まれます。</p>	
<p>(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>	
<p>① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 家庭支援専門相談員を中心に、家族の相談対応や関係調整に取り組んでいます。面会・外出・一時帰宅を通しての家族との関係づくりにも取り組んでいます。 施設・学校行事の情報提供を行ない参加を促しています。また、帰宅が可能なケースについては、会議やカンファレンス等で慎重に調整しながら、実施に向けて積極的に働きかけています。</p>	
<p>(11) 親子関係の再構築支援</p>	
<p>① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】 自立支援計画作成の過程やカンファレンスを通して、ケースの見立てや親子関係の再構築支援方針の共有化がなされています。また、毎朝連絡会議でも情報共有を図り、積極的に職員が介入して親子関係に維持・修復に努めています。 外出・帰宅や家庭訪問のほか、親子訓練室を利用した家族関係継続・修復や、養育力向上に向けた取り組みも精力的に行われています。</p>	